

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件（研修修了）

以下のいずれかの場合に、サービス管理責任者等要件である「更新研修修了者」となる

- ・①～③の研修を全て修了
- ・②の研修修了日から5年経過日の属する年度の末日まで

研修種類	研修名	受講要件
①基礎研修	a. サービス管理責任者等基礎研修 (15 時間)	障がい児者等の保険・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（1～6年）者
	b. 相談支援従事者初任者研修（講義部分）（11 時間）	
<p>※基礎研修修了者となった日以後、②の実践研修開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事したものであること→いわゆるOJT 基礎研修受講時点でサビ管・児発管実務経験要件を満たしており、個別支援計画原案作成業務に従事し、そのことを指定権者に届出ている者については、OJT 期間を6ヶ月とする特例措置があります。</p> <p>※基礎研修修了時点では、障害福祉サービス事業の場合、以下の業務（サービス基準第58条）を担当可能（障害者支援施設は施設基準第23条）→いわゆるOJT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画作成のためのアセスメント（第2項） ・アセスメントのための利用者面接（第3項） ・個別支援計画作成のための原案作成（第4項） <p>※現任のサービス管理責任者等に加えて基礎研修修了者を置くことで、利用者人数に応じたサービス管理責任者の必要配置人数を満たすこととなる（サビ管配置人数の緩和）</p>		
②実践研修	サービス管理責任者等実践研修 (14.5 時間)	過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験者
③更新研修	サービス管理責任者等更新研修 (6 時間程度)	過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員の実務経験者又は現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事者